

兵庫県公報

平成28年9月2日 金曜日 第2829号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成28年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	1
○平成28年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	2
○平成28年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（同）	3
○景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	3
企業庁公告	
○県有地の一般競争入札による売払い	4

告 示

兵庫県告示第785号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成28年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成28年9月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時
平成28年11月11日（金）午前10時から正午まで
- 試験場所
神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 12階会議室 1202
- 試験科目
 - 砂利の採取に関する法令事項
 - 砂利の採取に関する技術的な事項
- 受験手続
 - 提出書類
ア 受験願書 1通
用紙は、兵庫県ホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000003.html）からダウンロードできるほか、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局河川整備課及び各県民局・県民センター商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所にてダウンロードしたものを配布する。
イ 写真 1枚
縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。
ウ 返信用封筒 1枚
定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に82円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。
 - 受付期間
平成28年10月3日（月）から同月14日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成28年10月14日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - 提出先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班


~~~~~

**兵庫県告示第787号**

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同法第5条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成28年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**1 区域及び期間****(1) 区域**

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、同郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町

**(2) 期間**

平成28年9月2日から平成29年5月31日まで

**2 森林病虫害等の種類**

松くい虫

**3 行うべき措置の内容**

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却(炭化を含む。)すること。

**4 命令をしようとする理由**

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

**5 その他必要な事項**

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下となるように破砕すること。

(3) 3の措置について焼却を行う場合は、次により生活環境の保全、公衆衛生の確保等にも十分留意し、適切な実施に努め、地域の理解を得ながら円滑に行うこと。

ア 特別伐倒駆除事業の有効性、森林病虫害等防除法に規定された駆除措置であること等について、必要に応じ広報誌、回覧板などにより、あらかじめ地域住民に周知を図ること。

イ 作業現地に立看板などにより、特別伐倒駆除の趣旨及び内容を分かりやすく表示すること。

ウ 焼却する場合には、飛火及び類焼防止等の火災防止上安全な場所を選び、必要に応じ周辺の草木等の刈払いを行うなどの措置を講じるとともに、当該地の消防署(消防署のない地域は市町)及び必要な関係機関と十分連絡等行うこと。

エ 煙等が人家、道路等への流入を防ぐため、風向、風速、距離等に十分注意すること。

オ 異常乾燥、強風等の警報が発令されている時は、焼却は実施しないこと。

(4) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長若しくは県民センター長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(5)により申請書を提出する場合はこの限りでない。

(5) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長若しくは県民センター長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。

~~~~~

兵庫県告示第788号

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。)第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書(以下「準備書」という。)の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成28年9月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 阪神電気鉄道株式会社
代表者の氏名 藤 原 崇 起
住所 大阪市福島区海老江一丁目1番24号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 尼崎駅北ビジネスホテル新築工事
所在地 尼崎市神田北通一丁目3番、昭和南通三丁目24番
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成28年9月2日から同月15日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成28年9月2日から同月15日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

企 業 庁 公 告

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成28年9月2日

兵庫県公営企業管理者 石 井 孝 一

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
1	明石市朝霧東町2丁目780番11	259.29	宅 地

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
 - (1) 成年被後見人
 - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
 - (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - (6) 破産者で復権を得ない者
 - (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ 上記アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくとおりの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- 3 契約条項を示す場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県企業庁総務課
- 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間
- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間
平成28年9月2日（金）から同月30日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 5 入札の場所及び日時
- (1) 物件番号1
ア 場所
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）
イ 日時
平成28年10月5日（水）午前10時から
- 6 入札保証金
- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。
- 7 入札に関する条件
- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。
- 8 入札の無効
入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 9 入札についての照会先
兵庫県企業庁総務課
電話（078）341-7711 内線5419